

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	旧 新 B	旧 新 A	旧 新 別
	三郷市小谷堀字古大場川添 七五番一地先から 同市小谷堀字新大場川添八 二番一地先まで	三郷市小谷堀字古大場川添 三三番二地先から 同市小谷堀字新大場川添九 五番三地先まで	三郷市小谷堀字古大場川添 三三番二地先から 同市小谷堀字新大場川添九 四番一地先まで	区 間
	二・六〇〃 二・六〇	八・〇〇〃 八・〇〇	一一二・〇〇〃 一二二・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一一七・〇五	八一・九二	七六・三七	一〇六・一〇	延 長 (メートル)
平成三十一年一月二十二日付け 埼玉県越谷県土 整備事務所長告 示第一号で告示 した道路予定区 域の変更である。				備考